被服貸与規程

平成27年8月19日施行

(目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の役職員に対する職務上必要な被服の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 被服とは、本機関が用意する次のものとする。
- 一 作業服(上着)
- 二 作業服(ワークパンツ、ベルト)

(貸与の基準)

- 第3条 被服を貸与する役職員の範囲は次のとおりとする。
- 一 運用部広域運用センター職員
- 二 防災業務計画に定める熊勢発令時の対応要員のうち必要と認める者
- 三 防災業務計画に定める訓練参加者のうち必要と認める者
- 四 その他必要と認める者

(貸与期間)

- 第4条 被服を貸与する期間は次のとおりとする。
- 一 第3条第1項に定める者にあっては、任用期間
- 二 第3条第2項から第4項に定める者にあっては、必要と認める期間

(被服の種類)

- 第5条 貸与する被服(以下「貸与被服」という。)の種類は、次のとおりとする。
- 一 第3条第1項に定める者のうち当直者にあっては、第2条で定める全てのもの
- 二 第3条第1項に定める者のうち当直者以外の者及び第3条第2項から第3項に定める者に対し、第2条第1項で定めるもの
- 三 第3条第4項で定める者に対し、必要と認める被服

(貸与方法)

第6条 被服の貸与を受けようとする役職員は、総務部総務グループに、その旨を申し出ること。

(貸与状況管理)

第7条 総務部総務グループは、被服貸与台帳(様式1)を備え、貸与状況を管理しなければならない。

(紛失等の届出)

第8条 被貸与者は、貸与期間中に貸与被服を紛失し、または使用不能にならしめたときは、総務部総務グループに速やかに届け出なければならない。

(返却)

第9条 被貸与者は、貸与期間終了後速やかに貸与被服を返却しなければならない。返却時のクリーニング手続きは総務部総務グループが行う。

附 則

本規程は、平成27年8月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。